

令和7年度第2回富里市介護保険運営協議会 会議出席表

	招集年月日	令和7年11月17日（月）	
	招集の場所	本庁舎3階 第3会議室	
	開会・閉会の時間		開会 14時00分
			閉会 14時45分
◎ 会長	氏名	出欠等の別	備考
	皆川 高	○	
	佐々木 佳代	○	
	高崎 啓子	○	
	丹 さく子	○	
	石井 みちよ	○	
	室井 慶擴	○	
	我妻道生	○	※ 分科会のみ参加
	田村由紀	欠	
	土屋和秀	○	
○ 副会長	平田 幸子	○	
	鹿田 千春	○	
	山田 悅美	○	
	部長 藤田 明美		
	課長 押切 功		
	主査 戸村 由貴子		
	主査 笠井 香穂里		
主査	副主査 小笠山 いくみ		
	主査 小倉 康志		
	主査 藤崎 高子		
議題	別紙のとおり		

# 令和 7 年度第 2 回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和 7 年 1 月 17 日 (月)  
午後 2 時から  
場 所 市役所本庁舎 3 階第 3 会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 議 題

- (1) 富里市高齢者保険福祉計画・第 10 期介護保険事業計画における日常生活圏域ニーズ調査等について 【資料 1 (P 0~P 15)】

## 4 報告事項

- (1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告  
【資料 2 (P 16~P 19)】
- (2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告  
【資料 3 (P 20~P 24)】

## 5 そ の 他

## 6 閉 会

## 令和7年度第2回富里市介護保険運営協議会（第1回） 議事要旨

1. 日時	令和7年11月17日（月） 14:00～14:45
2. 場所	富里市役所 本庁舎3階3会議室
3. 出席者	別紙、運協出欠表のとおり
4. 次第	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画における日常生活圏域ニーズ調査等について【資料1 (P0～P15)】</p> <p>4 報告事項</p> <p>(1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告 【資料2 (P16～P19)】</p> <p>(2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告 【資料3 (P20～P24)】</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>

<議事要旨>

議事 (1) 富里市高齢者保険福祉計画・第10期介護保険事業計画における日常生活圏域ニーズ調査等について

資料1について、事務局((株)ぎょうせい)から説明を行った。

議長 (室井会長)	ただいま(株)ぎょうせいさんから、アンケートの趣旨、内容について説明がありました。私も昨日家でやってみましたが15分くらいでできました。 それでは、皆様からご意見をいただければと思います。
委員A	私も実際にやってみて、最初に感じたのはボリュームがあると思いましたが、15分で終わるのですね。じっくり読んだので、私は時間がかかりました。どれも大切な設問ばかりで、減らした方がいい設問は見つかりませんでした。 回収率は、前回はどのくらいでしたでしょうか。
(株)ぎょうせい	前回第9期のニーズ調査の回収率は60.3%でした。
議長	では、60%を超えていれば成功と言えて、計画に反映してもいいというボーダーラインは60%と考えていいのでしょうか。
(株)ぎょうせい	回収率は何%であれば問題ない、というラインは基本的にはありません。最近では、回収率は上がらなくなっていますが、例えば総合計画などであれば回収率30%というのもよくありますが、意見は意見なので参考にしています。50%位あればニーズ調査としてはまずまずの回収率だと考えています。
委員B	私もやってみましたが、答えやすい質問で答えやすい項目に分かれていて、いいと思いました。
委員C	最近のアンケートは最初に「何分位で終わります」と書いてあることが多く、目安がわかるとやってみようとする人が多くなると思うので、時間が読めるのであれば書いたらいいのではないでしょうか。
(株)ぎょうせい	事務局と相談し、目安の時間をどこかに記載したいと思います。
委員A	感想になりますが、12ページの終活のところですが、これから必要とする人が増えていく感じなので、終活に関するアンケートが入っていて助かると思いました。 13ページの地域包括支援センターは私が担当していますが、相談したい時にわかりにくい、知らないという意見があるのなら、相談しやすい環境作りをしないといけないと思うので、アンケートに入っていてよかったです。
事務局	表紙などに、回答時間の目安を(株)ぎょうせいさんに入れていただきたい。 もう1点、13ページの地域包括支援センターの設問で、「あなたの担当地区の『地域包括支援センター』はどちらか知っていますか」の隣に、カッコして「1つ〇をつけてください」という文章を入れてもらっていいでしょうか。
(株)ぎょうせい	承知しました。
議長	確認ですが、2ページの「からだを動かすこと」について、選択肢で1. 2. 3. とあって、「できるけどしていないって」どういう人の回答になるのでしょうか。

(株) ぎょうせい	例えば、普段平屋で生活していて階段を使わない人が、階段があれば登れるが、そういう状況にない場合の人が「できるけどしていない」に○をつけるのだと思います。
議長	皆さん、他に意見ありますか。
事務局	資料 15 ページの今年度のスケジュールについて、(株) ぎょうせいさんから説明をお願いします。
(株) ぎょうせい	<p>資料 15 ページでは、令和 7 年度までの、次の 3 月までの予定を示しています。</p> <p>今日のこの会議の後、調査票の最後の校正をして、明後日印刷に回すという流れになっています。印刷にかけて、宛名を準備し、12 月 3 日を発送日の目標としています。12 月 24 日までが調査期間となり、12 月 24 日水曜日が締め切り日となっています。24 日締切で、実際に到着するのはその数日後になるので、1 月 6 日到着分まで集計対象とする予定です。</p> <p>データ入力会社に、データ入力を依頼し、1 月中旬ごろに入力が完了し、そこから集計に入ります。データクリーニング等を実施して、速報値が出せるのが 2 月の下旬の予定で、3 月の中旬に報告書の完成を目指します。スケジュールは以上です。</p>
議長	ありがとうございます。それでは質疑もないようですので、先ほど出た修正箇所については直していただくということで、本日の議題はこれで終了とします。

### <報告要旨>

報告事項 (1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告【資料 2 (P16~P19)】

委員 B	<p>先ほど開催されました分科会 1 地域包括支援センター等運営協議会の内容について報告します。</p> <p>資料 2 をご覧ください。見える化システムを利用して作成しました富里市の近隣市町及び 11 団体の比較になります。</p> <p>この資料をもとに、今後の地域包括支援センターの運営等に関して、課題や必要なサービスについて、各委員の皆さんのお話を伺いました。</p> <p>意見が 1 つありました。19 ページになります。</p> <p>「必要保険料額として、県内でも低い順位であることはわかりますけれど、現在の保険料より必要保険料額の方が高いので、今後、保険料を上げていくことになるのではないかでしょうか。」</p> <p>という意見があり、それに対して事務局から、今後、第 10 期介護保険事業計画の策定時に見直しについての検討もある、との回答がありました。</p> <p>以上です。</p>
事務局	補足です。分科会 1 では、資料 2 の 16 ページが人口の推移資料で、17 ページが介護の認定率の推移資料で、18 ページが、介護費の費用の推移資料ということで、1 ケ月あたりの介護費用がどのくらいかということで、委員 B が述べた 19 ページが介

	<p>護保険料額の推移資料ということで説明がありました。</p> <p>介護保険料の推移について補足説明をいたしますと、19 ページのこの県内の順位について、この令和 7 年 2 月末時点では、千葉県内 54 市町村中、48 番目となってます。この時点で必要な保険料を算出したときに、県内で何番目なのかという表し方です。</p> <p>そのため、実際の保険料は令和 6 年度で、令和 7 年 2 月サービス提供分までのデータでは、富里市が下から 2 番目となっており、現行基準額で一月当たり 4,700 円の介護保険料ということで、設定しております。ただ、年々サービスの量が増えてきてますので、見える化システムの試算によると、現在は 5,027 円が適正な保険料である、ということを示す資料になります。この必要な保険料 5,027 円を出した時の、54 市町村の順位になります。</p> <p>現実には、4,700 円は千葉県内の市で 1 番低い保険料で、市町村を含めても、栄町について 2 番目に低いということなので、富里市の介護保険料は 54 市町村中 53 番目となっています。</p> <p>これを見ると、平成 30 年度は必要保険料が 3,869 円だったのが、高齢化率も上がって認定率も上がってきた結果、直近の令和 7 年 2 月だと 5,025 円を、本来は徴収していかないと、徐々に基金等の取り崩しを行っていくことになります。そのため、第 10 期、いわゆる令和 9 年度からの新しい保険料についてはこの 4,700 円からどう考えるかという点が大事な論点になります。引き続き、次年度以降の運営協議会についても、これらの資料は、富里市の保険料をどのくらいの金額で設定していくかを検討するための重要な資料になると思いますので、補足して説明をさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
--	---

#### 報告事項 (2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告【資料 3 (P20~P24)】

委員 A	<p>分科会 2 の方から報告します。</p> <p>資料 3-1、20 ページからです。</p> <p>集団指導の日程です。令和 8 年 3 月 24 日火曜日 10 時から、居宅介護支援事業所、令和 8 年の 3 月 24 日、同じ日の午後に、地域密着型の事業者への集団指導があります。</p> <p>集団指導では、説明だけではなくて、各介護事業所が改正になった事案の作成した必要な資料や、今回は、会議録等も用意していただき、チェックしようという話がありました。</p> <p>その際、富里市独自でやっているケアマネジャーの支援についても話ができればというような話がありました。また、これに関連して、富里市のケアマネジャーが減る見込みなので、知り合いの方がいれば、ぜひ就職を勧めていただきたく、よろしくお願いします、とのことでした。</p> <p>続いて、資料 3-2、21 ページです。21 ページは、高齢者虐待防止の推進につい</p>
------	---

てということで、条件を満たさないと介護報酬減算になるところがありますので、その説明がありました。

全サービス共通で高齢者虐待防止の推進をしなければいけないということで、虐待防止の措置、こういったことをやらなければいけないということで、1番から5番まで書いてあります。

また、その下に、高齢者虐待防止措置未実施減算の適用について、書かれています。

記録をきちんと作り、議事録を作る、指針を作るとか、さらに研修も年1回以上と書かれてますので、それらをしっかり実施していく必要があるとのことでした。

続いて、22ページも説明が書かれています。

認知症介護基礎研修受講の義務付けや、感染症対策の強化など、業務継続に向けた取組の強化等が書かれています。

23、24ページも同じように、業務継続計画、BCPについて書かれています。こちらは、先ほどの高齢者虐待防止の方も同様ですが、令和7年の3月31日、もうすでに過ぎていますが、そこまでの経過措置であったため、現在全ての介護事業所が作っていなければいけないということになりますので、今度の集団指導の方で確認することです。

委員の皆さんから、いくつか質問もありましたが、虐待防止の方は委員会を設置する必要があります。21ページの虐待防止の措置の1番のところです。「虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業員へ結果の周知徹底」というところです。

これは、各介護事業所が所属している法人が委員会を設置していればそちらでいいのかという質問がありましたが、それぞれの業種に合わせた指針等を準備しておけば大丈夫です、という回答がありました。

また、委員Dからも、身体拘束がされてる様子をよく見るんです、実は、という話がありました。車椅子に座ってベルトで固定してのようなケースです。話を聞くと、家族が同意してるからいいんですよ、と職員は言うのですが、本当にいいんですね、という話がありました。身体拘束は、やむを得ない理由がきちんと説明できることが必要になります、という話がありました。

また、この場には欠席されていますが、分科会の方では出席していた委員Eから、今回減算という話がこの虐待防止とBCPの方で出ているが、今まで減算はなかったのか、という質問がありました。今まで、経過措置で減算にはなっておらず、これから対応できていない事業者は減算になりますということでした。

また、事業所の人員が非常に少ない事業所、特にケアマネジャーの事業所は1人とか2人とかいう事業所もあるので、そこで虐待防止の委員会を開催しなさい、研修をやりなさいと言っても難しいのではないかという意見がありました。

それについては、同系列の他事業所や、全く系列のない事業所と合同で開催をしていただければというような話がありました。それから、こちらは、研修の実施も義務付けられています。

また、21ページの虐待防止の措置の3番のところですが、虐待防止のために従業

	者に対する定期的な研修の実施というところですが、補足で説明がありましたが、研修は外部のものに担当者が参加するだけじゃなくて、事業所内部において実施することが求められているという説明がありました。 分科会2からは以上です。
会長	施設で虐待防止のためにカメラをつけたりしていますか。
事務局	基本的に防犯カメラは、外部の不審者、事件性侵入者の対策のために入り口や内部通路に会社・事業所の判断で設置をしています。 プライバシーを配慮した中でどこのエリアまで付けるかは、会社・事業所の判断になってくるかと思います。
事務局	その他、ご意見やご質問がないようですので、以上を持ちまして、本日の介護保険運営協議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。